

福祉つなぎ資金・母子福祉資金の貸付を令和7年3月末で廃止いたしました。

低所得の一時的な生活困窮世帯などに対し、「福祉つなぎ資金・母子福祉資金貸付制度」を実施しておりましたが、令和7年3月31日をもって当該貸付制度を廃止いたしました。

引き続き、生活福祉資金の貸付相談は行っています。

どうぞお気軽にご相談ください。

※生活福祉資金貸付制度については、こちらをご覧ください。

<https://nara-shakyo.jp/pages/61/>

天理市社会福祉協議会

天理市田井庄町 723

TEL : 0743-61-2200